

## 地域医療連携システム利用申請について

JA 広島総合病院の地域医療連携システムを利用される場合は、初回のみ申請が必要となります。

システム利用申請書に必要事項を記載のうえ、地域医療連携室まで郵送もしくは **FAX** を送付してください。システムに設定後、折り返し連絡を行います。

### 利用申請書送付先

JA 広島総合病院 地域医療連携室

738-8503 広島県廿日市市地御前 1 丁目 3 - 3

TEL : 0829-36-3111 FAX : 0829-36-3160

対応可能時間 : 平日 8 : 30 ~ 17 : 00

## JA 広島総合病院地域医療連携システム利用規約

本規約は JA 広島総合病院地域医療連携システム（JA 広島総合病院で診療を受けた特定の患者の診療情報をインターネット VPN を介して他の医療機関の医師が参照することのできるシステム）の利用に関して必要な事項を定めるものである。

1. インターネットを介する JA 広島総合病院の診療情報参照は、広島県医師会が設置運営する認証サーバに登録された医師個人に許可されるものである。
2. JA 広島総合病院の診療情報参照は、当該患者が同院の発行する QR コードシートを前述の認証サーバに登録し且つ当院の地域医療連携システムに登録した場合に限り可能となる。
3. QR コードシートは、原則として患者が保管するものとするが、患者と他医療機関医師の間で、他医療機関医師が保管することに同意が得られた場合にはこの限りではない。ただし、QR コードシートの保管と診療情報参照を巡って何らかのトラブルが生じた場合は患者と他医療機関の医師の間で解決するものとする。
4. JA 広島総合病院の診療情報の中には他医療機関医師が印刷できるものも含まれるが、一旦印刷された診療情報は、印刷を実施した他医療機関医師が責任をもって管理するものとする。
5. 個人情報漏洩防止の観点から、他医療機関医師は JA 広島総合病院の診療情報を診療情報参照に使用するコンピュータ内に保管してはならない。
6. JA 広島総合病院の診療情報を参照するコンピュータには必ずウイルス対策ソフトウェアをインストールし、ウイルス定義ファイルは他医療機関の責任者およびコンピュータを使用する医師の責任において常に最新のものとしていなければならない。
7. 認証サーバ用のパスワードは個人に発行されるものであり、個人の責任下に厳重に管理するものとし、同一のパスワードを複数の医師で使用、あるいはパスワードの書かれたメモ等を従業員など他人の目につくところに残す、等の行為は厳禁する。
8. 4、5、6、7の項目が遵守されず、他医療機関を起点に JA 広島総合病院の患者診療情報が漏洩し、何らかの問題が生じた場合、その責任は他医療機関の医師に帰するものとする。
9. 他医療機関医師は、閲覧にて得られた JA 広島総合病院の診療情報を、JA 広島総合病院に損害を与える形で使用してはならない。

# JA 広島総合病院地域医療連携システム

## システム利用申請書

JA 広島総合病院 病院長殿

私は JA 広島総合病院地域医療連携システム利用規約に述べられた内容を充分理解し、規約に従って、同システムを利用することを希望します。

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

所属施設名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※ 本申請書を JA 広島総合病院、地域医療連携室担当者宛に送付してください。

地域医療情報ネットワーク 利用申請書の送付先

JA 広島総合病院 地域医療連携室担当者  
738-8503 広島県廿日市市地御前1丁目3-3  
TEL : 0829-36-3111 FAX : 0829-36-3160

-----  
※事務局使用欄（記入しないでください）アカウント番号